

第十三回国会 通商産業委員會議録 第二十二号

(四九一)

昭和二十七年三月二十八日(金曜日) 午後二時十三分開議

出席委員

- 委員長 中村 純一君
- 理事 高木吉之助君 理事 多武良哲三君
- 理事 中村 幸八君 理事 山手 満男君
- 理事 今澄 勇君

出席國務大臣

- 今泉 貞雄君 江田斗米吉君
- 小川 平二君 小金 義昭君
- 土倉 宗明君 永井 要造君
- 福田 一君 村上 勇君
- 加藤 鯨造君 風早八十二君

出席政府委員

- 國務大臣 周東 英雄君
- 公益事業委員會委員 宮原 清君
- 公益事業委員會委員 松田 太郎君

總理府事務官

- 中川 哲郎君

通商産業政務次官

- 本間 俊一君

通商産業事務官

- 石原 武夫君

經濟安定政務次官

- 福田 篤泰君

經濟安定事務官

- 近藤 正文君

經濟安定事務官

- 岩武 照彦君

公益事業委員

- 竹田 達夫君

經濟安定事務官

- 森 善夫君

理事今泉貞雄君の補欠として多武良哲三君が理事に當選した。

本日の會議に付した事件

理事及び小委員の補欠選任  
公聽會開會に関する件  
商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

中小纖維産業緊急融資に関する件  
電気事業に関する件

○中村委員長 これより會議を開きます。

本日の日程に入ります前に、委員の異動に伴う小委員を、委員長において補欠選任したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なければ御指名いたします。

電気及びガスに関する小委員として土倉宗明君、中村寅次君、風早八十二君。地下資源開発及び合理化に関する小委員として上林與市郎君、高橋清治郎君。中小企業に関する小委員として高橋清治郎君、風早八十二君、工業に関する小委員として上林與市郎君。鐵道に関する小委員及び貿易に関する委員として風早八十二君をそれぞれ、御指名いたします。

なお理事今泉貞雄君より理事兼任の申出がありますので、これを許可いたします。その補欠として多武良哲三君を理事に補欠選任したいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なければさようとりはからいます。

○中村委員長

それではまず商品取引所法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑は前会において大体盡きておるのでありますが、他に御質疑はありますか。

○高木(吉)委員 この前大石原局長より御答弁を願つたのでありますが、少しく追加をしてお尋ねしたいと思ひます。まず第一にお尋ねしたいことは、取引仲買人の破産免責の問題に対してであります。普通債権者が破産しました場合には、債権の求償権は普通自然の場合におきましては本人の死亡により相続人が限定相続をせぬ限り、債務弁済の義務が残るのが、普通破産法の解釈であります。取引仲買人の場合におきまして、一旦破産をいたしました、他日別の營業によりまして相當な利潤を得て財産を獲得したという場合におきましては、旧債に對しまして、取引仲買人の破産者につきましてはいわゆる破産免責ということがあるものでありますか、もちろんこの破産は善良な意味の破産でありまして、財産の隠匿あるいはその他の不当行為がない場合を申し上げておるのであります。これについてお尋ね申したいと存じます。

○石原(武)政府委員 お答え申し上げます。ただいま御質問のごさいました仲買人が破産をいたしました場合に、当該仲買人が將來他の事業等で資産ができた場合に、仲買人当時の破産をい

たしました際において不履行になりました債権について免責されるかどうかという点につきましては、ただいまお示しがございましたように、一般の破産の場合と同様に、個人の場合におきましては、その破産債権は存続いたしておりますので、免責ということに相ならぬという解釈が正しいのであります。先般御質問がございましたときに、免責になるといふような趣旨で御答弁申し上げましたのは誤りでござい

ます。ここに訂正をいたしましたので、ただいまお尋ねの通り免責にならぬ、仲買人の場合につきましては同様の解釈をしたいと存じます。

○高木(吉)委員 次に先般の局長のお話につきまして、速記録を調べてみますと、少し了解のつきかねる点があるのであります。それは特別担保金に對する先取特権がございまして、特別法で規定をいたしました場合は、国税その他の公課に優先するのではないかと考へるのでございまして。またそこまでする先取特権を認めることは通産省と大蔵省の話し合いによつて、そんなにする必要はないということになるのであります。特別法に設定しました際にはそれが優先するといふふうに考へるのでござい

ますが、これに對する御解釈をお尋ねいたします。

○石原(武)政府委員 お答えをいたします。先般も御質問がございましたが、優先弁済権が商品取引所法で與えられております。それと他のさうな優先的な弁済権の順位の問題でござい

ますが、これはその後われわれの方でも法務府等と打合せをいたしましたし研究いたしました。順位といたしましては国税が第一でございまして。あるいは地方税その他それに準ずるような公の公課は第一次優先に相なります。第二番目といたしまして、本法等にあり

ますような特別の法律によりまして優先弁済権、それから三番目といたしまして、その他一般の民法等によりまして先取特権、こゝろの順位になります。これは法務府等の意見も聞きまして、さうな解釈にいたしておるわけでありませぬ。

○高木(吉)委員 次に御尋ね申上げたいことは、たとへば仲買人が綿糸部門と綿布部門と二つに入つておる。その場合にございまして、綿糸の部分においての違約者をかりにイといたしますと、そのイが綿布の部分にも入つておる。その場合に綿糸の部門におけるこの會員信託金、仲買保証金、売買証金または特別担保金は全部これをもつて損失に充てるといふ場合でござい

ます。これは当然そのようになるわけでございますが、そのイが綿布部門になお特別担保金を持つておるといふ場合に、かりにイが破産をいたした場

合におきましては、当然綿布部門にあるところの保証金も債務として取立てる権利があるわけでございます。その場合に、綿布部門のその保証金は、やはり一般の債務に優先してとれるものであります。あるいはやはり普通の序列によりましてその債権というものが

第一類第十一号 通商産業委員會議録第二十二号 昭和二十七年三月二十八日

処理せられるものであるか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

〔委員長退席、多武良委員長代理着席〕

○石原(武)政府委員 お答えをいたします。同一人が綿糸、綿布両部門で両方をしておりますが、片一方の、たとえば綿布部門に運約が生じた場合におきまして、仲買保証金、会員信託金、あるいは今回でございます特別担保金等に対する優先弁済権は、当該運約の起きました商品市場、たとえば綿布についてのみでございます。従いまして他の商品部門におきます会員信託金その他につきましては、優先弁済権はございません。それらに對しまして弁済を受けます場合には、一般の債権者と同様の一般の債権という形で行くことになつております。

○山手委員 簡単に一点だけお尋ねをします。各地で米の關係で取引所をつくりたいというふうな動きがあるようでありまして、そういうものについての動きをできれば御説明を願ひたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 お答えを申し上げます。ただいまお尋ねの米の取引所の問題につきましては、これは実は所管が農林省になっておりますので、正確なお答えはいたしかねます。実は商品取引所法は、商品別にその所管の大臣が主務大臣ということになっておりますので、かりに米の取引所をつくるにいたしますれば、農林省の所管になりますので、正確なお答えはいたしかねますが、われわれが今伺つておりますところは、農林省では統制を防止してもただちに米の取引所をつくるというお考えは、今のところないようになつております。

何つております。

○多武良委員長代理 ほかに御質疑がなければ、討論はこれを省略いたします。これにより採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○多武良委員長代理 御異議なければ討論はこれを省略し、これより採決に入ります。本案に賛成のお方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○多武良委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本案に関する委員会報告書作成の件につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○多武良委員長代理 御異議なければ、委員に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○多武良委員長代理 次中小織維産業緊急融資に関する件について、今澄君より発言を求められておりますので、この際これを許します。今澄君。

○今澄委員 石川、福井を初めとする織維産業の危機について、当通産委員会が参考人と呼んで実情を聞き、その結果、これらの織維産業の危機は非常に深刻なものであるということになり、政府は百五十億の預託金を金融機関に流したのでありますが、中小企業については五十億を確定しておるにすぎません。この際は、以下述べる決議を当委員会御採択願ひ、至急これらの中小織維産業に、政府が努力すべきことを要請するものであります。

中小織維産業緊急融資に関する決議

ボンド貸過剩に基く為替軟化見透の爲に採られたボンド地域向輸出抑制方策並びに昨秋以来の金融逼迫と年度末徴収攻勢とは、互に因となり果となり。わが国中小織維産業の前途に未曾有の危機を招来するに至つた。

殊に中小の織維産業界は、いまや倒産相次ぎ、收拾し得ない状態に陥りつつある。剩て加ふるに、電力料金の引上が巷間に流布せられるに及んで、もはやその全面的毀滅は決定的となるであろう。然るに政府は、商工組合中央金庫及び国民金融公庫に対する僅かばかりの融資をもつて当面を糊塗して以て中小企業金融対策全として、この誠の時局認識を欠如するものといわざるを得ない。

政府はよろしくこの大局に着眼し因循姑息な小策を排し、大量の資金をこれら中小企業金融機関に投入し速かに業界の再建を期すべきである。右決議する。

○多武良委員長代理 ただいまの今澄君の御提案についてお諮りいたします。ただいまの中小織維産業緊急融資に関する決議を委員会の決議として議長に御報告し、なお関係政府機関に参考送付いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。

省の相当責任者に、今回要請された三割七厘の値上げ申請については、値上げの必要が一体あると思われるか、あるいは産業界全体から見れば、どの程度の値上げが妥当なものであるか、それとも全然必要がないのであるか、こういう点をおの／＼の役所の立場からここで説明していただきたいと思ひます。

○本閣政府委員 お答えいたします。御指摘のように、三割七厘の値上げ案が公益事業委員会に提出せられておりますが、御指摘もありましたように、最近の市況が一般的に停滞をいたしております状況、それから日本の産業界を見ますと、御承知であろうと思ひ向が強い状況から見ますれば、このたびの電力料金の値上げ分をはたして企業が吸収し得るかどうかということにつきましても、相当検討をしなければならぬ問題があるわけでありませぬ。従いまして今後の世界的な市況、それから国内の産業の状況等から慎重に検討をいたしたいと思つておるのでございます。

もう一点は、電力料金の値上げの原価計算でございますが、その原価計算の要素には、御承知のように、人件費、燃料費、修繕費それから株式に対する配当というような、電力会社の努力によりまして節減し得る余地があるかどうかというような点も、慎重に検討いたさなければならぬかと考へておるような次第でございます。従いまして通産省といたしましては、まだ最終的な態度を決定いたしておりませぬが、ただいま申し上げましたような観点から慎重に考へていたしまして、最

後の態度を決定いたしたいと考へておる次第でございます。

○近藤(止)政府委員 ただいまの電力料金の値上げの問題につきましても、経済安定本部におきましても、物価庁が中心になりまして料金改訂の内容につきましても、先ほど通産政務次官からお話ございましたように、原価計算の点につきましても、ある程度検討を要する点があるようでございます。またそれらの結果から出て参りました総括原価をもとにいたしまして、これをいかなる料金によつてはじくかというレート・メイキングの点につきましても、これは一般の産業及び電気事業としての公益性の問題とからみ合せまして、適当な点におちなければならぬというふうな考へをしまして、ある程度具体的に現在検討中でございます。安本といたしましてはここ数日中には大体まとまつた意見が決定できると存じますが、そのときに具体的に申し上げたいと存じます。

○今澄委員 今通産、安本両当局から漠然とした御見解を承りましたが、少くとも電気料金のごときこういう公共的な問題については、おの／＼民間会社からその値上げの限度を決定して要求をして参つた場合には、やはり機構の上にも大きな不備があると私は考へて、政府の当局者として、日米経済協力から来る電力需用の増加、あるいはこれが産業界にはね返る影響、あるいは電力の値上げが、一般物価の下落するような恐慌の状態にあるときに、原料高の製品安の上にと一体どういふ影響をもたらすかという点を考慮して、公益事業委員会は公益事業委員

会としての見解を持ち、あるいは一般政府の各担当役所としては、これに対する正確な資料の上に基いて見直しを持ちながら談合するということでは、私は電気料金値上げの問題等についての真剣な討議をすることはできないと思ひます。一体公益事業委員会は、この三割七厘の値上げについて関係役所と何らかい／＼意見の交換その他をされたのかどうか。あるいはこの値上げについては、どの程度を許可するかとが適当と思われるか。出席委員の御説明を願ひたいと思ひます。

○富原政府委員 ただいまのところはすべて事務当局間における密接な交渉をいたしておりまして、その結果について時々報告を受けております。自然私どもの方の方針をいたしましては、一般の公聴会を経た上であらためてさうに／＼御相談をするという手順になつておると信じております。なおしかし今出ております事務局の者から、この経過について何か御参考になるようなことがありましたら、もう一応御説明いたしたいと思ひます。

○松田(木)政府委員 今度の電気料金の改訂につきましては、先般今澄委員からも御指摘のようにならぬと時期が昭和二十七年年度の電力の需給計画を立てなければならぬときであります。またその需給計画が決定された上におきまして、電気料金の問題をその線に沿ひまして考へなければならぬ問題でございます。従いましてまず第一に昭和二十七年年度の電力の需給計画につきましては、相当以前から経済安定本部、通産省等と密接な連絡をとりまして、昨日も経済安定本部の岩武次長の方からお答えいたしましたように、大休にお

きまして経済安定本部とは意見の一致を見まして、その需給計画、言いかえれば供給量並びに各地域別における需用をどう見るかという線に基いて、各電力会社もその線に沿つて電気料金の申請をしております。そういう意味では各電力会社の申請いたしました内容について、申請と同時に各社別にその申請の内容について詳細な説明を聞いているのであります。これはもちろん物価庁、経済安定本部等とも一緒になつてこれを聞いておるのであります。ただいままでのところ十分関係官庁の方とは緊密な連絡をとつていたしております。なお次の、どの程度の腹づもりかということにつきましては、ただいま富原委員からこれに関する御答弁がありましたので私は省略させていただきます。

○今澄委員 それでは料金制度についてひとつ私は公益事業委員会にお伺ひをしたい。現在の料金制度はあまり複雑でわれ／＼しろろとは全然この料金の内容がわかりがたい。一般の消費者もとよりであろうと私は思ひます。その料金の目安も立てがたくて、事業経営の上にも平均三割七厘の値上げというところであれば、自分のところでどうなるかという結論はなかく／＼出がた。現在の制度は割当制度が採用されておつてこれが複雑の元祖である。標準水力料金と高価な火力料金にわかれておつて、単に料金の値上げだけでは、その割当運用はさじ加減でどうにもこの値上げ率の変更をすることができません。大口需用家はもとより要領よく運用して割当量の増加をはかるのであり、これに反して小口や動力は一

切みじめな状態におるといふことは、きのういただいた二十七年年度の想定需用表によると、電燈は二一％が追加電力量であるのに対して、大口の内種はわずか四％という数字がきのうの資料の中に出ておる。その上電力不足の際には割当量以下に制限が加わることがある。しかも業種別にこれが異なつて来るのであるから、料金はますます複雑で、電燈には夏と冬の料金差があり電力には需用電力、力率、負荷率、変圧器の変化による料金差が設けられ、また早收遅収による差が一般に設けられておる。さらに料金とは関係ない事業税、電気税まで賦課されて、またたき電気料金のシステムは非常に複雑で大きな組織になつておつて、これだけでも一つの字系を形づくるといふ複雑な料金制度にできておるのであります。われ／＼はこういう複雑怪奇な料金制度と、鉄道料金やガス料金というものを比べてみて、少くともこの際日本は電燈料金の算定というものについては、私が述べたようなかくのごとき複雑怪奇な電燈料金制度でなく、すつきりとした最もわかり易い電燈料金の打出し方をして、一般国民の納得を得るといふわけには行かないものかどうか。この点についてはこれから通産、安本、物価庁、公益事業委員会のおのの立場から、ひとつこの複雑な電力料金制度というものについての見直しと、御見解とを承りたいと思ひます。

○富原政府委員 お答えいたします。ただいまの御説はいわゆる旧来の複雑なる電気料金の制度に関する抜本的な御意見でありまして、事柄を簡明にするというところは、仕事の上にもまこと



て、そうして生産の伸びがありますために、受電の契約をふやしたい、こういうお話のものにつきましては、受電の契約を認めて行く、大体こういう指導を行つておられるわけであります。ただ従来自家発電をしておられましたものが、自家発電の方が売電よりも高いために、従来火力の自家発電等を売電の方に置きかえるために、契約の増加を申請して来られる。こういうものに対しては、現在は、現存のところ、電気事業者の方でも十分応じておりませんし、受電の認可の際にもそれは認めないという形に大体の方針がなつております。そこで、これに対してアロケーションの方においても安定本部では自家発電のものが高い発電費を要し、売電の方の標準料金の割当をもらいますならば非常に安い形になりますので、自家発電をアロケーションに置きかえたい、こういう御要望に対しては大体従来の実績程度の自家発電を前提にしまして、そうして不足の所要量をアロケーションの対象にするという考え方をとつて来られていたわけであります。しかし最近におきまして、電力の絶対量が足りませんので、自家発電を利用したならばどうかという、自家発電を推奨するような考え方が出て参つております。そこで従来無理をされた火力の自家発電の実績をそのまま継続されるという前提によりまして、アロケーションを考へて行くというものは少し酷ではないか。全般的の所要量から実績をどの程度考へるかという際に、実績があるいは九割とか八割というふうに、少し低目に見まして、そうして所要量をほじきまして、それに一般の自家発電のないものと同じような割当を考へて行く。こうい

うふうな案が安定本部の方において考へられて、われわれの方は契約の面から、アロケーションでありますならば安定本部と、それと原局において仮割当をされるものをのんで行く、こういう考え方で現在進んで参つております。ただこの問題に関連いたしました今後の自家発電を積極的につくりましたものに対してアロケーションの關係はどうなるか、一部におきましては今後自家発電を開発いたしませんならば、従来のアロケーションが減らされるのではないかと、従来のアロケーションが減らされると、せつかく高いコストで自家発電を開発いたしました会社、結果的には安い電力コストが高い電力コストに置きかえられる、こういう点から申しまして、自家発電を推奨しておきながら、アロケーションの面では推奨しないという形になりはしないか。こういう問題が自家発電の奨励と関連して矛盾するという点がありますので、これにつきましては従来のアロケーションはいくら情勢が変わりまして減らさないとという保証を一項、アロケーションの際に考えますと同時に自家発電は火力あるいは水力でそれぞれ高いコストのもので開発されるので、売電の方も幾らかそれを御援助するとういうふうな形でアロケーションも考へて行くのが、自家発電の奨励に沿つておるのではないかと考へておるに、どの程度まで自家発電の奨励のためにアロケーションをふやして参りますか、これは従来の自家発電の奨励をだん／＼小さく見直して行くという考え方を歩調を合せまして、推奨的なアロケーションを考へて行きたい。こういう安定本部の方の御案であ

ります。われわれといたしましては、一応この線に方向としては同調して研究を進めておる、こういう段階であります。

○今委員 いろいろ質問をして来たけれども、電力料金の値上げの問題に對して一番重大なのは、料金制度の根本を一体どのようにするか、あるいは自家発電等の現在のものをフルに利用するには一体どうするか、あるいは電力料金値上げをやらなければほんとうにやれないのかどうか、その根底にある電力行政はほん／＼ばら／＼だが、これでよいのかという問題がいろいろも／＼繰返される。それでこの委員会でも質問しても意味がないから、私は本会議の緊急質問をしようとした。ところが運営委員会では委員会において十分討論を盡させるからということで、多数決によつて自由党の横暴の前に敗れておる。だから私はこの委員会におけるきこの質疑に引続き大臣の出席を要求しておるが、いまだに姿が見えない。公益事業委員に聞けば、そういうアロケーションの問題や自家発電の問題は係に説明させる。それで国会の通産委員会に対する電気関係事業者の立場が一体国民に対して済むのかどうか、委員長に十分お考えを願いたいと思う。私がこのことを速記にとどめて置くのは、今後電力値上げ反対の場合には、われわれはこの問題を全国国民の前に率直に流す考へを持つておられますので、あらかじめここで念を押しておきます。電気料金の値上げの問題その他をやる際に、だら／＼とこういつた質疑を続けなければならぬということ、これはまた通産委員長の責任でもある。私はぜひ安本長官の一人ぐら

いはここへ呼ばれることを要望します。

もう一つ、私は公益事業委員にお聞きしたい。今言つた自家発電の説明のあつても、私はこの共同自家発電を修理して増強することが、こういう電力のなるときに望ましいのであるが、それらの修理資金の問題について、公益事業委員会ではどう考へておるか、またこれらの問題に關係する公益事業令あるいは独禁法等の法律とにらみ合せ、公益事業委員会がこういう自家発電と電力不足という問題をどう考へておるか、どういふ観点に立つておられるか、ひとつ公益事業委員の抱負と見通しをこの際におききたい。このくらのことがわからぬようならば、公益事業委員をやめなさい。公益事業委員会は松永さん一人がやられるのか、それなら私は委員会という名前をやめて松永会にしたらいいと思う。

○宮原政府委員 大分痛烈な御批判を受けましたが、ある意味においては私から御返事ができないのをまことに遺憾といたします。しかしただいまお話のように、この電気の供給不足の際に処して、自家発電を何ゆゑにさせないかという御質問は、少くとも私の聞いている範囲においては、修理に非常な金を要して、そうして自家発電をする人自身の手においてすることに難がある。これを委員会が取上げて、ある種の電力会社に向つてその発電を引受けろといふことを命ずる場合において、補償等についての金のこととかいう問題を考へますと、それよりは一方において各自の持つておる現在の発電設備に修理もしくは改善を加える方が

手取り早い、こういうことで従来増強をして参つたのであります。すなわちロスの軽減とか、そういう種類のものについても、最も力をいたしたゆゑんものは、委員会の指図でありまして、自家発電の方にはそういう話をときどきいたしますけれども、石炭不足の場合であつて、少くとも昨年においてはさういふことさえできなかったものであります。今後石炭が高くなつても、またやるというときにも同じようなことになるのであります。一方における需用増加に対しては、ある程度の増強によつて、今回の需用の調整表等についてごらんくださいればわかりますが、相当大わくの増強をしております。従つて日米協力と申しますか、あるいは特別なものに対する電気の需用ということから申せば、まだ非常に足りないものであります。しかし昨年の状況から比べれば、著しい増加を遂げておるのであります。ただいまの自家発電がもつと活動すれば、より多くの電気の不足を補い得るといふお説はごもつともありますけれども、一方において、その料金自体についての採算的基礎というものを考へますと、簡単にこれを公益事業委員会が命ずる、もしくは通産省側からの要望によつてそれをするといふようなことはむづかしいであらうと思つて参ります。従つてただいまお話のようなことは、全体問題としてほまことに意味をなしますが、やはり一方において採算的な問題も考慮しなければならぬのであります。それから、必ずしもお説のごとく、ただちに遂行できることをしないで、おるといふ立場でないことを御了承願ひたいと思つておる。



出されておりまする電力料金値上案を基礎にしまして、それが産業及び生計に及ぼす影響を一応試算してみたのであります。これは東京地区だけに限らず、これは全国的な調査はできておりません。東京電力管下の地区について申し上げますと、しかも生計費は東京に限って申し上げますと、現在のところ生計費の中に占めております電力料金の割合は一・四一％というところになっております。これが会社申請案の通り値上げがあるといたしますと、生計費中占める電力費の割合は一・七八％というふうになり、〇・三七％の上昇を示すことになるわけでありまして、これがまた生計費全体に対してどういう圧迫を與えるかというところにつきましても、幾多の問題をあげて考えなければなりませんので、ここで私がすぐそれを申し上げることはできません。

それから産業に対する影響であります。これは今度の値上案が非常に複雑な案になっております。つまり大口産業について申し上げますと、標準割当のものの中でも、また一部分のものについては火力料金をとるといふふうな構想になっておまして、はたしてこれが特に大口産業に與える影響がどの程度であるかというところは、正確に捕捉することが非常に困難なのであります。つまり従来の生産コスト中に占めておる電力費がどの程度に上るものかというところは、非常に捕捉しづらいのであります。中小企業に対する影響等は、結局小口動力がどの程度に上るかというところによつて推定することはできるものであります。これは公益委員の資料によりまして、全国的な料金の値上げ率が三割三分二厘程度になつておられます。従つて中小企業の電力費がそれだけ多くなるということ、従来よりほかにコストが上つて来るというところが考えられるのであります。しかしこれが製品価格にどう影響するかというところになりますと、私もここで簡単にそれを申し上げることができません。

かというところによつて推定することはできるものであります。これは公益委員の資料によりまして、全国的な料金の値上げ率が三割三分二厘程度になつておられます。従つて中小企業の電力費がそれだけ多くなるということ、従来よりほかにコストが上つて来るというところが考えられるのであります。しかしこれが製品価格にどう影響するかというところになりますと、私もここで簡単にそれを申し上げることができません。

吸収し得る余地があるということを断言することはおそろしく困難であろうと考へます。その他の大口産業で特に電気を比較的たくさん使いまするものとしては、銅の製錬業とか、電気亜鉛、珪素厚板、苛性ソーダ等の品目がありまして、これもコストがある程度上昇することは否定できないのであります。それが現在の市価を上げない範囲で吸収し得るかどうかということにつきましては、これもいろいろ複雑な要素が総合されて、予言することは非常にむづかしいのであります。需要が今日以上にふえないで、従つて企業としては苦しいが、現在の市価でやつて行かざるを得ない、利潤が非常に縮小して参るという結果が起るかもしれないと、あるいは需要がふえれば、このコストの増加を簡単に市価に転嫁し得るといふこともあります。が、そういう点について見通しをするというところは、現在われわれとしては困難であります。少くとも二％とかあるいは五％程度のコストが増加するということを申し上げるにどうもたいと思つておられます。

○今週委員 物価庁の今のお話の中で二、三その影響については、ここで申し上げられないという御答弁がございましたが、私は今の正確にして割合に御親切な答弁で非常に感謝をいたします。しかしながら物価庁と申すものが、この際さういつた国民全体の大きな問題になるべきもの中心であるから、自分たちのせんとする物価体系の中の結論を、やはりこの程度のものにしようとするということをお話して述べたいということが、やはり国家の公吏として、それが特に信頼をし

ている物価庁の見解であるということを中心にして、われわれも物事を判断するに立ち場の上に立つて、今の平均しどりの程度のコスト高というものはわかりました。先ほどの答弁の中、さういふ不明な点についての見通しをもう一度親切にやつていただきたいと思ひます。

○委員 此の見通しにつきまして、たいま物価庁で各方面の専門的知識を糾合いたしましたして作業をいたしているわけでございます。もう少し時間をおかし願ひまして、後日その結果の出ましたときに詳細にお答えを申し上げます。次は風早八十二君。

○風早委員 この電氣の問題は言うまでもなく米や水と同じことです。これはわれわれの生活の必需品でありまして、どうでもどうでも税金のように電氣料金は拂わなければならぬものなのであります。その電氣料金を値上げ値上げと絶えず年中行事のようにやられる。また今度も会社側から値上げ案が申請された。これに対して公益事業委員会は一応値上げの線に沿つて今やつておられる、さういふことでありまして、その結果が先ほどからお話がありましたように、さしずめ米価でありますとか、あるいは鉄道運賃でありますとか基礎的なものにかかつて、それがまた一般の物価にかかつて来る。今、生計費についてもお話がございましたが、その率はきわめて微々たるものであるようでありまして、これは今の税金的な性格からいって非常に勤労者にこたえる。さういふふうな重大な影響を持つた値上げであることは間違いないことでありまして、私どもはこの値上げの眞の理由なり、あるいは原因というものをはつきりさせたい。お尋ねいたすことは、具体的に今回の値上げについて大体その重要性に從つてその理由を、これは詳しいことはいりません。またあとでお聞きしますから、項目別に重要性に從つて答えていただきたい。これは宮原公益委員にお願いいたします。

○宮原政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。なお私のお答えをしない部分につきましては、各係の方から御説明することをあらかじめ御了承願ひおきます。私の承知しておる範囲において、今回の値上げの大きな題目は、何としても石炭の非常な値上りでありまして、重要度について、前後するかもしれません。その次にはあらゆる意味において良質の電氣を早く充實したいという点において、相当修繕費についての考慮を払つております。また同様な理由においての人員費の増加等がございます。その他、要するにあらゆる意味においての電氣のロス軽減というふうなことに對する特別の施設というものは資本勘定に關するものだと思いますが、さういふ方面に對する諸種の経費が相當に、この四つくらいはあります。これはただそれだけを申し上げたのでは不徹底でありまして、さういふ、もしも必要がありますれば、係から表について申し上げたいと思ひます。

○風早委員 今出された項目は、われわれから見ますとまだ眞の原因というものがそこには出ておらないように思ひます。しかし一応宮原委員がお答えになつたその項目に從つて、私

○風早委員 今出された項目は、われわれから見ますとまだ眞の原因というものがそこには出ておらないように思ひます。しかし一応宮原委員がお答えになつたその項目に從つて、私

○風早委員 今出された項目は、われわれから見ますとまだ眞の原因というものがそこには出ておらないように思ひます。しかし一応宮原委員がお答えになつたその項目に從つて、私

はどうして一休値上げをやらなければならぬのかということについて、もう少し検討したいと思う。

まず石炭の不足ということを言われらるわけでありますが、そこでさしづめすぐ問題になるのは、本年度はもうあとわずかでありますが、本年度の石炭の需要供給の関係、特に火力用の石炭としてはどれくらいに充てられたかということ、来るべき二十七年に於きましてどれだけ使われるかという見通し、これをお尋ねしたいのであります。しかし同時に一体なぜ二十七年度において、石炭の需要が高まつたかということもひとつ明確に伺いたいと思ひます。これは公益事業委員会から先の質問に対してお答えを願ひ、さらにあとの問題につきましても安本政務次官からお願ひします。

○官原政務委員 後ほど事務の方から数字的な御返事を申し上げたいと思ひますが、なぜそういふふうな電気が値上げを必要とするになつたかというお話は、たいへん含みのある御質問であつたようでありますが、要するに今回の需給のバランスにおいて非常な大量の需用がふえたという点を先ほど申し落しましたが、その点だろふと思ひます。それにつきましてもの数字等はあとで経理長から御説明いたさせることにしまして私の御返事といたしま

す。

○中川(哲)政府委員 石炭の実績で幾ら入つておるか、また予想でどうなつておるかということをお尋ねでござい

と、石炭の消費量が約六百五十万トンでございす。ほかに重油が十萬キロリットルということになつておりま

す。それで重油を石炭に換算いたしま

す。おおよね六百八十萬トン程度の石炭に相当するものを消費して

おる。これが実績でございす。それから今

回の需給計画として現在まで一応進ん

でおります点は石炭につきまして委託分等も入れて七百八十萬トン程度でございす。そのほか重油として

五十三萬トン、合せまして八百三十五萬トン程度の石炭使用をいたしてお

る。こういうことになりま

す。○岩武政府委員 ただいまのお尋ねは

どうしてそういうふうな石炭をたくさ

んたくような需要がふえたかというお

尋ねだつたかと思ひますが、その点に

ついて申し上げます、お説のように

昨年産業界の活動がふえました結

果、一般的に電力の消費がふえて参り

ましたほかに、来年度のいろいろな見

通しとしましては、一つはアジア諸国

に対してする化学肥料の輸出、これは

現在東南アジア方面から三十萬トン

に上る窒素肥料の輸出の要望がありま

す。そのほかに磷酸肥料につきま

す。は相当な量の希望が参つてお

りますが、それらに対して、わが国の

内の需給関係を考へまして、ある程度

増産したものを輸出しようということ

で、この分が現在の肥料年度にお

きまして窒素肥料で約十萬トン、磷酸肥料

で同じく十萬トンでございすが、八

月からの来肥料年度におきまして、大

約十五萬トン程度の窒素肥料の輸出、

らず、こういう際にそういう莫然とした御答弁では、われ／＼ははなはだ困ると思ひます。少くとも電氣事業のあり方というものは、将来こういうふうに定める、今度の電氣の値上げについてもこういう立場をとつておるといふ明確な御答弁を願ひたい。このたびの電氣料金三割七厘値上げについては、経済安定本部では妥当なものと思つておられるか、それとも全国的な価格体系の上にとつた影響を及ぼすか、どのようにあるべきものとお考えになつておるか、事務官の方から詳細な数字で何パーセントの影響を及ぼすかというところは承りましたが、安本長官としての、大所高所からなごめられた所見をひとつ聞きたいと思ひます。

○周東國務大臣 詳細の点については関係政府委員からお話申し上げたと思ひますが、まだ具体的に何ぼにするというところは公益事業委員会においても申出もありません。近くこの点については公聴会を開いて、各方面における値上げに対する意見が徴せられることになつております。従つてその意見をも参酌しつつ、公益事業委員会は最後の決定に至ると思ひますが、その間に、どのくらいにきめられる場合にどうなるかというところは、先ほど政府委員から御説明したと思ひますが、私どもはこれができるだけ低い程度においてきめられることを望むのでありまして、電氣料金をこの際どのくらいに上げなければ實際上経営が成り立たぬのか、コストの上でどうなるかということについてはまだ詳細は聞いておりません。まだこれは正式にはなつておりません。おそらく公益事業委員会といえ

ども各電氣会社からの各自の要求が出ておる程度でありまして、公益事業委員会としても公聴会の意見を聞いて自分の態度を決せられるのでありまして、うし、それに関連して、それが表に出ましたときに、われ／＼の方では当然全産業並びに国民生活に及ぼす影響を考へつつ、それに対して意見も述べ、適当なところを持つて行きたい。かように考へております。

○今澄委員 そこで長官もお忙しいので、簡潔に聞きますが、この電氣料金値上げの基礎をなすものは、将来の電氣の開發がどうなるか、あるいは電力行政をどうするか、料金の複雑な問題を一つに全部整理統合して、すつきりした簡潔な料金制度にする等、いろいろ問題がありますが、私はその一つの問題であるところの電氣開發について安本で立てた一社案、あるいは公益事業委員会の立てた水系別の開發会社案、この兩者について、昨日の委員会で松永氏に質問したところが、松永氏はいかにそれが何と言おうともわれ／＼は電氣開發については、今までの考へておるところの水系別のこの開發会社が最も妥當であるし、その方針に従つて新しい会社をつくることに進めるといふ答弁がありました。安本長官としては一元化を言つておられるが、なぜ吉田内閣のもとにおける経済企画庁の安本と、公益事業委員会がもつと緊密な連絡をとつて、一本の案にならなかつたか。松永公益事業委員委員長代理が言うように、公益事業委員会があくまで独自の見解を持つて最後まで進むというときは、安本長官はどのような見解をお持ちになるのか、御説明を願ひたい。

○周東國務大臣 お答えいたします。その前に誤解があつてはなりませんから申しますが、今度御審議を願ひ電氣開發促進法案の中に、一つの特許会社というものがあつて、これが今後電氣開發を一社で独占するほどにも書いてありません。従来通り九つの電氣会社がそれぞれ担当箇所を受持つて、電氣の開發はもとより、フルに能力を與えられるように、場所的にも資金的にも計画されておる。その一例を申し上げますと、来年度の計画におきましても、資金計画の上で一億二千二百億円となつておられますが、うち政府關係資金と見られるものが六百億円、そのうちこの新しい会社等において使われるのは百十億とあるの五百億はみな従来他の会社の方に振り向けられるわけでありまして、従つて独占して行くものでないというところをまず御了承願ひつておきたい。従つて今お話の松永さんのお話であります、水系別に四つだということが出ましたが、これは新しく開發する部門における一つの部門にすぎない。四つになつたと仮定して、その会社が別々に開發箇所を担当される。だから新しく開發をされる担当会社が幾つにふえるかということでありまして、その点は御了承願ひつておきたい。松永さんの御意見はどういう御意見でありましたか私は聞いておりませんが、今やろうとおつしやれば、おそらく商法上の会社をつくることは自由でありましよう。これは別にとめる必要はございません。しかしその御意見の中にもあつたように聞きますが、やはり資金の問題が関連して参る。事実上にお

いて資金がどういうふうになつてくれるかということによつてきまつて参るかとございませうし、松永さんの御意見をここで私は批判する必要もないと思ひます。

○今澄委員 私が聞いたのは経済安定本部の責任者として、公益事業委員会と順次折衝をされて、経済安定本部においてはいろいろ開發会社案をもつて臨むという／＼打合せられたにもかかわらず、公益事業委員会の方では何らそれに対する協力であるとか意見というものが出なかつたので、これをもつて打切るといふことをあなたの方できめられたという経緯にかんがみて通商産業委員会のわれ／＼は、通商産業委員官にも聞いたのですが、経済安定本部が立てたいいわゆる一社案に、現在の法律のもとにおいて電力の開發を担当するということをお公益事業令によつてきめられた公益事業委員会が、賛意を表さなかつたという理由はどこにあつておるのか、その見解を正しく、あなたの方ではどういふ見解をもつて一社案にきめられたかということをお聞かせ願ひたい。

○周東國務大臣 公益事業委員会の反對の理由は、一社か数社かということに大体盡きるようであります。今日の事態をいたしまして、特に公共事業費等で国家が多目的ダムとしてつくつたダム等の水源を利用しつつ発電をするという場所等につきましては、やはり総合的に見た見地からいへば、大きな関係があるし、また大きな特定の地区——全体的にどこもかもやるといふのではなくて、大きな箇所について大きく国の資金なりをつぎ込むとい

う経営上の根本から見ても、また特別な機關をつくる方がいいという考へ方では進んだのであります。その点についてはただ水系別に四つつくつて、それに政府が金を出してくれという意見で、その意味におきましては意見の相違でありまして、私どもとしては今の政府の案がいいということでは進んでおりました、しかもその間におきましていろいろ話を覚からもいたし、また私どもからも出したのですが、ただその点についてはのみ意見が合いません。これは意見から言へば私は大体五分五分だと思ふ。私どもの考へるところにおきましては、内閣総理大臣が決定するところによつてこれはきめられると思ひます。

○今澄委員 そこで、安本長官からそういう話があつたが、公益事業委員会としては、どういふ点とどういふ点が特長の点であるかということ、この水系別案を最後まで通すのだということ、松永委員長代理はきのう言われましたが、どういふことになつておられるのか、どういふことを、松永さんに聞きたいのでありますが、宮原さんがちやうどお見えでございまして、宮原さんに公益事業委員会側の御意見を伺ひたいと思ひます。

第一類第十一号 通商産業委員会議録第二十号 昭和二十七年三月二十八日

○宮原政府委員 お答えいたしますが、松永さんが旅行しておりました御答弁がでかぬのを遺憾に思ひます。私どもも今まで委員会でも論議をしたこと等について考へ合せますと、ただいま周東長官のお話は、その通りについておられます。また私どもの方の考へ方は、要するに開發を急いでやるといふことについて、最も利便な方法であるというところが重大課題であつて、その

○周東國務大臣 公益事業委員会の反對の理由は、一社か数社かということに大体盡きるようであります。今日の事態をいたしまして、特に公共事業費等で国家が多目的ダムとしてつくつたダム等の水源を利用しつつ発電をするという場所等につきましては、やはり総合的に見た見地からいへば、大きな関係があるし、また大きな特定の地区——全体的にどこもかもやるといふのではなくて、大きな箇所について大きく国の資金なりをつぎ込むとい

○周東國務大臣 公益事業委員会の反對の理由は、一社か数社かということに大体盡きるようであります。今日の事態をいたしまして、特に公共事業費等で国家が多目的ダムとしてつくつたダム等の水源を利用しつつ発電をするという場所等につきましては、やはり総合的に見た見地からいへば、大きな関係があるし、また大きな特定の地区——全体的にどこもかもやるといふのではなくて、大きな箇所について大きく国の資金なりをつぎ込むとい

○宮原政府委員 お答えいたしますが、松永さんが旅行しておりました御答弁がでかぬのを遺憾に思ひます。私どもも今まで委員会でも論議をしたこと等について考へ合せますと、ただいま周東長官のお話は、その通りについておられます。また私どもの方の考へ方は、要するに開發を急いでやるといふことについて、最も利便な方法であるというところが重大課題であつて、その

点について特に一社を別につくらなくともいいやないかという考え方であり、従つてたゞいとお話の通り、関連する事項が非常に大きいのでありますから、公益事業委員会が方針とする九会社それ／＼がやるだけでは足りない、別に一つの大きな会社があつてしかるべしというこの根本については何の反対もないと思つて、しかし先刻今澄さんもおつしやつた通り、この問題についてのしかとした返事を私から申し上げるのは、いささか私には重荷過ぎますと、委員会自身の最終的にしからばどうするという決定は、後にあるのであります。また松永さんが自分の信するところに向つて進むということも、これも別にいいかげん、なことを言われたのではありません。しかし信するところに進むということだけですべてが結局に至るといふことではないことが人生だと思つて、松永さんがどれほどの御決心を持つて論議を進められるにしても、大きなその他の條件の変更によつては、われ／＼といへども今思つておることをかえらないわけではありせんから、この点についての御返事を私から申し上げることを差控えたいと思つて、お許し願ひます。

○今澄委員 私は今の御答弁で、公益事業委員会というものは、どうも松永さんの一人委員会のよきな印象を非常に受けました。少くとも公益事業委員といふものは連帯委員であつて、松永委員長代理が言つた意味はこゝろ意図であるといふことを宮原さんがこゝで言えなければならぬ。しかし宮原さんの全般の答弁で、大体それが現在の公益事業委員会のあり方であらう、

かように判断しておきましよう。そこでもう一つの問題は、この電源開発について、先ほど安本長官が、将来の電気事業行政の増進といふことを申して一元化といふことを言われました。私は、当面する一番重大な問題は電気事業行政を一元化して、日本の開発方式のその國論を統一して、日本のあらゆる資金、日本のあらゆる技術を投入して日本の電源開発がでけないと、これは、日本の國家の一大不幸だと思ふ。そこで電氣の行政を一元化するものとすれば、一体どこへ一元化するのがあるのか、その一元化されたあつかひにおける公益事業委員会といふものについての見解はどうかといふこの二点を、経済安定本部の長官に聞きま。

第三点としては、きよう通商産業大臣が病氣で休んでおられることは遺憾千万であります。歴代の通商産業大臣、大蔵大臣並びに経済安定本部長官の、電氣事業の九分所は、将来の日本の電源開発について外資導入をする最も必要な條件である、そこでいろいろ國內に不備はあろうけれども、これを九分所して、日本の電源開発をやつてわが國産業の発展に資したいといふ答弁が、速記録を見ると数々残つておられるけれども、今日に至るまでこの電源開発についての外資の導入はでき得ないのであります。日本の重要な基礎産業について、ある種の圧力や気がねからしてこれが外資導入にならなかつたといふことになれば、私は日本の不幸はこの上もないと思つて、そこで公益事業委員会は、水系別の会社にした方が外資導入がよいのだとか、あるいは一元化した方がよいのだとか、いろいろ

いろいろな意見はあるが、これらの外資導入に関する安本長官の御見解としては、今日においてはその見込みがないといふのか。一年半もしたならばこの間大蔵大臣の答弁がありました。會計年度は一年であつて、来年の見通しなどはほんとうに鬼が笑つた話である。だから電氣事業に関する外資導入については、どのような見通しとどのようにな立場に立つておられるかという点であります。以上三つの質問をいたして答弁に満足すれば、私は質問を終ることにいたします。

○周東國務大臣 電氣事業の行政は、あらゆる観点からして統一化される必要があるであるといふことは先ほど答弁した通りであります。しかしこの行政を将来どういふところに持つて行くかといへば、産業の全体をよく見通して仕事をしたい官庁に持つて行くのが一番よいのではないかと、今後における日本の産業をどの程度に持つて行くか、またこの産業を推進している間において、電氣の料金問題あるいは電氣の需給の調節、割当の問題等すべて産業行政をつかさどつていふところに電氣行政が統一されるべきであるといふ点かと思つておられます。

それから電氣について外資導入の見通しはどうかといふことでもあります。電氣のみならずいろいろの方面に対して外資導入があれば、より一層將來における日本の産業の復興を早めると思ふ。また今日日本國內において相当なまつていふドルといふものについて、これをできるだけ使いつつ、さらに産業の幅というか指數を上げる上においていろいろの設備等が必要でありますので、そらういふ關係から、どうし

ても重点的に電力開発に対する資金需要が考えられざるを得なくなり、従つてそらういふ面からいへば、ある程度これに対して外資の導入があれば他の産業への影響を少くしつて進めることができると思つて努力はいたしておられますが、しかしいつになつたらどうかといふようなことは、これは見通しでありまして、申し上げるわけには参りません。

○多武夏委員代理 風早八十二君。公益委員が来ておられるので、根本的な問題を是非聞きたいわけでありまして、その前にやはり私どもとしてもはつきり理解しておかなければならない、もの前提になる事實關係がたくさんありますので、それをできるだけ簡単に早く答えていただいて、それから御両所にひとつお答えを願ひたいと思つて、

先ほど途中で切れましたが、今度の電力料金値上げの根本的な理由になるものは、もちろん石炭であるといふ／＼ありますが、その石炭を一つとつてみても、なぜ火力用電力石炭を上げたい使わなければならないかといふ点になりますと、結局新しい電力需用がふえておる、そのことをお答えになつたわけですが、しかもそれは確安でありますとか、あるいはアルミでありますとか、そらういつた特定の部門といふよりも、業種が大體限られておる、そらういふことまでは一應明瞭になつたわけでありまして、さてそれが實際原価の上においてどれくらい比重大さを持つものであるかといふ点を、もう少し承つておきたいわけですが、

まず第一はアルミの場合であります

が、アルミについて、三月はまだわからないにしましても、一応の今年度のアルミに対する電力供給の絶対量、二十七年の計画上の絶対量、そらういふふうなものを示し願ひたいと思つて、

○岩武政府委員 二十七年のアルミの所要量につきましては、まだ計画がきまつておりません。今までの生産状況から見ますと、大體電力にしまして三億四千万キロワット・アワー程度いるかと存じますが、それがそのまま今度の需給計画に入りますかどうか、目下検討中でございます。従つてこのまま計画として確保できるかどうか、まだ結論を得ておりません。御参考までに申し上げますと、二十六年の一月から十二月までの消費量は二億八千万キロワット・アワーでございます。

○風早委員 そこで一つ、今度は石炭、重油も多少含まれておられますが、大體百五十五万トン増の見通しといふことではあります。この百五十五万トンの火力用石炭、重油の値上りによりまして、原価にどれくらい影響を及ぼすものであるか、その点もあわせてお答えを願ひます。

○中川(哲)政府委員 今回の電氣料金の改訂は、昨年度の總体の原価に對照しまして總額において約四百数十億の値上りになつておられます。このうち石炭は幾らふえましたか、同時に炭價が高騰いたしました。これは平均三割以上の高騰があつたわけでございますが、これをひつくるめまして、概算二百億見当、すなわち總体の所要のコスト總額の四百数十億のうち約二百億といふものが石炭でございます。

○風早委員 大體火力用の石炭の問

願、さらにアルミにしまして、絶對量の何割といふことは相當の量でありまして、これも大きく影響するものと思われまゝ。

そのほかもう一つまだ確かめておきたいのは、今まで年々進駐軍に対する電力供給量といふものは相當大幅にふやして来ておつたのでありますが、これは二十六年度に対して二十七年度はどうなるか。一つ／＼聞いて恐縮でございますが、これもはつきりさせていた

○竹田説明員 お答えいたします。二十六年の一月から十二月の歴年の実績であります、八億九千四百万でございます。今回の想定はやはり八億九千八百万程度の想定になっておりまして、わずかに四百万程度の増加で、大体におきましては同じ程度の数量でございます。

○風早委員 そこで安本長官にお尋ねしたいのでありますが、行政協定の第七条によりますと、「合衆国軍隊は、日本国政府の各省各庁に当時適用されてゐる条件より不利でない条件で、日本国政府に属し、又は日本国政府によつて管理され、若しくは規制されるすべての公益事業及び公共の役務を利用する権利並びにその利用における優先権を享有する権利を有する。」こうあります。もちろん電氣の場合においてこれは公益事業の最尤たるものであります。つまり米軍はこの電力を優先的にかつ最有利に利用する権利を有する、こういうわけがあります。これがもし濫用なされればたいへんなことになるのでありますが、こういう点については駐留軍自身が直接消費する電力は、総体量としてはそう増加するわけ

ではない、今そういう見通しであるというお話であります、しかしながら結局駐留軍がその駐留の目的あるいはまたもつとはつきり言うならば、これは極東アジアにおける作戦上の目的というその目的に役立つといふことが根本の問題でありまして、その目的に應じて必要とあらば全体の電力量をどこへまわすかといふことについては、特に優先的にかつ最有利に使える、こういう問題が出ておると思つて、従つて三千キロワット・アワー以上の電力消費の對象であるこの大口丙、これは安本が實際管轄しておられると思つて、大口丙といふものが全体の電力の消費の中で圧倒的に大きな割合を占めておつた。それは今までも大口丙といへば、全国でわずかに四百五十

くらい程度の経営であつたと思つて、こういうものが大きな割合を占めておる。しかもその大部分といふものは特需あるいは新特需、要するに、これらはつきり兵器生産を含めた軍需生産に向けられるものであることは明らかである。そのほかといへば、もちろん疎安といふようなものが大きな電力消費の経営であります、これもまたなぜ疎安をふやすかといへば、結局日本

の国内で農民が使うといふことよりも、東南アジアへ送り込む。そして軍需原料を買ひ込む。そういうわけで必要とされておる。結局同じような本質が出ておると思つて、そういうわけで、こういうところへ大量にかつ格安に電力をまわす、こういう問題が今までもあつたわけですが、これに對して公益事業委員会におきましても相當の矛盾を感じておつた。しかしながら今度この行政協定の七条によつて、いよ／＼こ

の点がもう矛盾というよりも非常に大きな困難をこれへもたらす一つの根本の原因になる。こうわれ／＼は判断するのであります、こういう点につきましても安本長官とされましては根本的にどういふお考えなされるか。これでは今後の日本の電力生産と日本の産業との関係におきまして軍需産業以外の他の産業との関係におきまして、この点どういふふうにお考えになるか。ひとつ安本長官の見解を承つておきたいと思つておる。

○風東國務大臣 いろ／＼と御心配になつてお尋ねであります、私も国内における民需生産に對しても必要な電力の供給は滞滞なきやうに割當をいたして参つております。今後ともその点についてはかわりはありません。今、行政協定の点をお引きになりましたが、これは今後駐留軍がおられる施設地域内における、主として点燈用とかあるいは暖房とかいふようなものが關係して参りますが、駐留軍が直接生産に當るわけではなく、その点において特別に優先的にたくさんとおつておられる。産業上の問題において

の割當は政府がこれをやつておられます。あなたはすべて軍需生産の方面ばかり、これは明らかでござります。が、このことを前提にして言われまゝがその前提を一応きめておいてお尋ねでありますけれども、私もはそう思つておられます。ことに電力需の増加するゆゑに石炭を上げし擧るためにいります。また化纖のつまら織維類の増産に對しても、すべて内

民需に對する關係について必要な部面がたくさんあると思つて、あなたは肥料の問題について言われている。増産するものを東南アジアに出して軍需品を買ふのだ。ここらに至つては少し思想がおかしくおる。今日まで朝鮮、台湾はかつて日本の領下であつて、その農民が使つておつた肥料は今日出している肥料の十倍近くの肥料を使つていた。そこらの農民の生産に對して肥料が国内の農業者に影響を及ぼさざる程度にしておつた。軍需生産との交換だと断定されるあなたの御意見を私は疑ふものであります。

○風早委員 取越し苦勞だと言われまゝ、一体いためる腹は一つなのだが、この電力といふものが絶對無限のものであれば問題はありませぬ。しかしながら電力が非常に足りない、しかも足りないといふところへ新しく需用ができる。その新しい需用は何であるか。これは朝鮮の動乱以後實際に事實が示しているやうにこれはみな特需でしよう。特需がふえたから電力が不足したわけだ。こういう歴然たる事實をあなたは隠蔽しようとして心配ないと言われま

すが、事實この朝鮮動乱以後なぞ電力が不足したか、それをまた口実にして、いつも電力料金の値上げをやられますが、そのたびに電力が不足していると言われるが、その不足はいつともさういふ特需のために不足している他面において結局いためる腹は一つであるといふことは、その足りない電力の中からそれらへまわすために一般の産業の――あなたは心配ないと言われるが、心配ないどころじやない、事實それのみなつておる。電力がやれ停

電である休電である。それでどれくらい各企業が迷惑をこうつてゐるかわからない。何も今までの通り電力でも十分足りるところを新しく電力不足をほかの原因から起されておいて、休電、休電といふ目にあつておる。またそのために實際停電日、休電日においては、労働者の賃金も満足には払われな

い。こういう多大の犠牲を一方ではしているわけですが、そういうふうな現実にわれ／＼の目の前で今日まで展開されて来た事實といふものを、ただ一片の心配ないといふやうな、そういう安易なことごまかしておいたつて、だれも事實ごまかせるものじやないのです。何でもかでも私は軍需生産にものを持つて行くと言われるが一切が軍需生産とは言つておりませぬ。新しく問題になつて來ておるのが軍需生産、これは朝鮮の動乱以來特に顯著であります。今日では公然と兵器生産をやるといふことを言つておる。これは新しい問題。そこに電力が食われる。

先ほど現に化纖もあると言われまゝが、實際に電力をどこが一番よけに食うかといふことは、ちゃんと安本当局もこうやつて出しているでしよう。一番電力を食うのは言うまでもなくアルミなのであります。アルミは一体何に使うのです。アルミといふものはめちゃくちゃに電力を食う、電力が原料なんです。これは一体何に使うのです。アルミを日本の日常の必需品に實際使わせますか。アルミは一切消費規制で使えやしない。そしてこれを一切合財みんなアメリカに持つて行く。アメリカへ持つて行つて何にするのです。言うまでもなく航空機なんです。こういう兵器産業の下請を日本でやら

れておるわけです。でありますから、こ  
ういふ点は事実としてわれわれは  
率直に認めたい。これでは一体電力  
問題をどういふ観点からどう解決し  
ようかというのを、われわれはもう少  
し問題にしたいと思つて居るのであ  
ります。こゝろいふ事実そのものを、た  
だ一片の心配ないでもつて片づけられ  
たのでは、かんじんの電力不足の原因  
を除去することはできません。私は周  
東安本長官とこれ以上この問題につ  
いて別に議論するつもりはありますが、  
から、なおあとに留保しておきますが、  
私はこの際公益委員に一つお尋ねし  
ておきたい。というのは前に松永さんと、  
さらにもう一人の公益委員の方にお二  
人に、しばしば繰返してこの同じ問題  
を私は今までの事実について質問し  
た。そうしますと大口内に対して、つ  
まり三千キロワット以上の大口に対  
して、特別によい電力を割当てなけ  
ればならないということ、並びにそ  
に特に安く割当てなければならぬとい  
うこと、これは実際独立採算の建前  
からいつて矛盾であるということは今  
まで明確に認めて来られたわけでは  
ありません。さて矛盾であるといつてどうしようとい  
うところまでは出ておりません。し  
たけれども、今日の段階において、こ  
の矛盾はいよいよはげしくなると思  
うのであります。今回はさらに筆頭一歩  
を進めて、公益委員としてはこれに対  
してどういふ態度、あるいは方針をと  
られるかということについてお尋ねし  
ておきたいと思つて居ます。

ものはある特定な仕事に必ず向けなけ  
ればいかぬ。その間の融通等につ  
いてのことは全然必然的でないといふよ  
うな意味で御議論が進められますれば、  
今のようにならざると思つて居ます。し  
かしたとえば先刻お話があつて、これ  
は私の関連したことはないものであり  
ますが、アルミに使つてはいけな  
い品物で外国へ出て行くのは戦力の  
交換だといふようなことではありま  
す。しかし日本の産業自体のあり方  
についても、私も企業に多少の関係を  
持つておりましたが、そうすることに上  
つて自分の商売を成り立たせる、国内  
で余つて居るものを買つてくれる外国  
に出すといふことは、もちろん一つの  
形であると思つて居ます。もつと適切に言  
えば、ある程度の貿易によつて外貨を  
得なければならぬとすれば、それ自体  
外国へ出すことさえも一つの目標であ  
つていいのだと思つて居ます。その場合に  
国内における農民の使用するものを窮  
乏に導くかどうかといふことは、これ  
は一つの大きな問題であります。そ  
れについて心配がないといふ建前にお  
いて以上は、やはり、各製造会社  
の自活のため、もしくは国全体の貿易  
收支に関する問題といふようなことの  
観点から、一つの国の政策としてあ  
つた場合には、やむを得ないといふよ  
りは、それを別に阻止すべき理由がない  
といふように考へるべきだと思つて居  
て居ます。ただいまそれに関する矛盾  
についてはまことに困つたものだが、  
矛盾はあります。およそ矛盾のないこ  
とが簡単に済めば政治についての議論  
はないはずであります。矛盾が本  
体だと思つて居ます。ただその程度を

なほだしくは矛盾に導かないようなく  
ふをするだけだが当面の人々のか  
かわつた問題だと思つて居ます。従つて今  
のお話のような公益委員会の態度とし  
ては、そういふことについてどう思  
かといふことは、すでに公益委員会は  
所要の電力分量を、どうしてもこれだ  
けはという産業計画の要請に對して  
は、すこぶる無理な、無理といつても  
できることではありますから無理ではな  
いかもありませんが、非常に困難を冒  
して努力して、そうして増強して増量  
したといふ建前を歩んでおつたのであ  
りますから、その点については、そ  
ういふ程度の矛盾は、ある程度理論的  
に矛盾だといふことであつて、実行上は  
矛盾なければ一番都合の悪いことに  
なるのだといふことではありますから、  
言葉のあやから申せば矛盾といふのは  
非常に不都合なことではあります。実  
行して居るときは、その矛盾がある程  
度調節して實際に即したやり方をし  
た、こゝろいふ意味に御解釈くださ  
れば、單なる矛盾といふようなことだけ  
が、大きな課題でなくて、実行の面  
において電気を所要のところへ流すとい  
う一つの方針として、それが必ずしも  
独立採算に合わないといふことだけの  
ことであつて、ことごとく独立採算に  
合わないといけないといふ論議を進  
めれば、もう矛盾だらけであります。  
しかし矛盾の間に立つておのずから道  
を分けて行くといふことがあるいは政  
治といつていいか、あるいは経済理法  
であるといつてもいいのではないかと  
思つて居ます。お返事になつておるかど  
うか存じませんが、今承つたことに対  
する自分の感じを申し上げましてお返事  
にかへます。

○風早委員 宮原さんから人生哲学み  
たいなものを承つたのであります。が、  
問題はこれは矛盾とか何とかが抽象  
的なことではなくて、具体的にそれで  
日本の平和産業といふもの、また一般  
家庭の電燈といふものが実際に被害を  
受けるから、私は言つて居るわけ  
です。どこにでも商売に合うところに向  
けようといふことは、商売を建前にし  
てけつこうなことであります。が、事  
実そうなつていないのは、むしろ政府の  
政策の側にあるわけでは、つまりどこ  
へでも向けなければならぬところを、  
ある一点にだけたくさん向けて、しか  
もそこへは安く出すといふことは、何  
と申しましても、これは単にりくつに  
合はぬといふことだけでなくて、その  
とばかりは必ずほかへ行くといふ問  
題を伴うのであります。しかもこれ  
は問題にしているのです。しかもこれ  
はあなたが見解がまるつきり食い違  
うからと言われますが、根本におい  
て互いに日本人であり、お互いに日本  
の発展をいねがつて居るものとして、  
この食い違つて居る点はどこである  
か、それをよくもつと徹底的に究明し  
て、そこから真の正しい方向を見つ  
けるのが、これがあなたの人生哲学に  
合致するのではないかと思つて居る。  
盾を矛盾として實際問題としては矛盾  
が現実なのであつて、それはやむを得  
ないのだと言われるばかりでは、これ  
は實際日本を發展させるゆゑにはな  
かからぬと思つて居ます。大きな問題が今  
出て来ているわけでは、先ほどの行政  
協定の第七条の問題にしましてもこれ  
はおそらく公益事業委員会としても大  
問題だと考へるだらうと思つて居る。  
今まではともかくにも名目上公益委

員会といふものが日本の電力行政の根  
幹を事実握つて居る。ところがこれか  
ら実際に使われる電力といふものは、  
向うさんの都合で、これはもう法的な  
根拠を持つてどうにでも使つてい  
うことにされても、公益委員会として  
することもできないわけでは、事  
實においてはその極端なことが一  
気に行われるといふようなことはま  
ずないかもしれません。しかしあつた場合  
でもそれはどうしようもないです。そ  
ういふことについて、そうなつたら  
なつたでただ済ましておられるのか、  
矛盾は矛盾としてただこれは事実であ  
ると言われることであれば、何をか言  
わんやだと思つて居ます。その点どう  
も最初からわが党が質問をしますと、  
何か違つた見解から一つの考へ方を持  
つて居るようと思つて居る。われわれ  
も訂正します。先ほどの安本長官の  
話でもそうです。事実をもつて示さ  
ないで、御心配ありません。は答へ  
ない。まあ、今日は、安本長官も  
つてしまわれたようでありまして、  
大事な論点であります。これはこの  
程度にいたします。しかしこの根本問  
題にぶつかつて居るといふことをは  
きり政府なり、公益委員なりがま  
ずり、これは事実として認めて、そ  
うしてどうするかといふことを  
お尋ねしていただきます。これを要  
望しておきます。

○宮原政府委員 私に議論をするわけ  
ではありませんけれども、もつて念  
すべしといふ将来についてのお言葉  
がございましたから、私の矛盾論は  
まだやつても、これはこんにやく問  
答になつては明らかでありませんが、

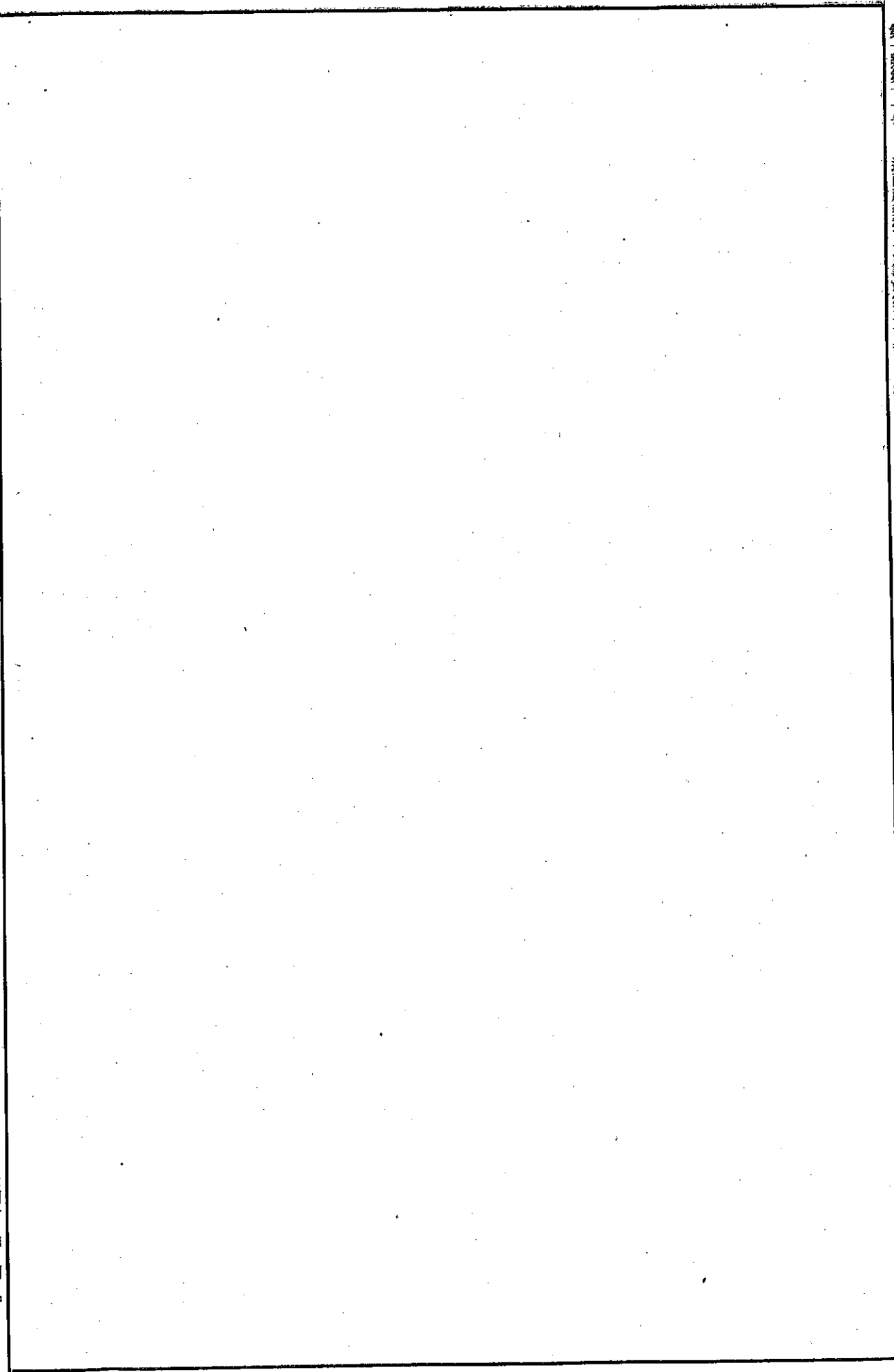
今お話の通り事実を事実として認めざるかのときお話でありましたけれども、行政協定の七条というものがどれほどのウエイトを持つておるか私よく存じません。しかし風早委員のお話のごとくならば、もし日本が領国状態であればそうなるであろうというふうに解釈いたします。しかしやはり四方に交際を開いて、そうしてそれらのものを取入れたり、交易も續けてやつたり、援助を受けたものに対する始末をしたりということになれば、勢いそういう国内の立て直りのためには、ある場合においては飢餓輸出をしなければならぬということは、ひとり日本ばかりでなく、敗戦国にはすでに実例があるのであります。われわれに課せられたものが非常に大きいため、国を立てるといふ大きな問題になれば、ぜひともこれは国内が一致してそのかたきに処して行かなければならない。まことに大きな負担を負わされておるといふことは御同様遺憾であります。これはつまり無謀な戦争をして敗戦国になつたという事実から生じた結果である。この既成事実を認めて出発すれば、おのずからそういう問題についても、つまり求められることについて、電気にしても使つたら料金をとるのであります。ただ向うに取上げられておるのではないのであります。そうしてそれに従事する人が自分のかてを得ることになるのでありますから、やはりそれは空疎に帰してはおられない。もし食い違いがあつて、よく原因を調べてみる必要があるというお話ならば、私はもう一べんそちらでもその原因をお調べくださつたらわかるのではないかと気がいたしますので、私

はなはだ勝手ではありますが、これで退席させていただきます。あなたのお話は一応私にもわかりますけれども、同時に私に次の疑問が生じておられますので、これは実に異例であつてよいことであると思ひますが、ただここで話するといふ形を申し上げたのでありますから、どうぞ……。 ○風早委員 このは議論の場ではありません。私は質問をしたいのですが、そういう前提の事実について、まるつきり具体的なその反駁がないわけでありまして、私はあの公益委員会から出された資料に基いて言つておられる話なのですから、その点について前提の事実を云々されるということ、これが反駁されない以上ははなはだ不可解だと思ふ。 それから敗戦国というお話でありましたが、これについてもやはり政府、公益委員会必ずしも唯一であるとか、大きな責任母体であるとかいふことは言いません。しかしながら一体政府がやつて来た施策、たとえば兩条約をおつかのまないとか、行政協定を国会にかけるとかかけないとか、あるいはこれに賛否をどうするとかいうようなこととは、これはやはり政府の責任が大いにあるわけですから。そういう政府の責任ということを全然抜きにして、ただ敗戦国という事情を言つたのでは、これこそ政治というものはないので、そういうことでは全然政治の責任といふことは考えられないわけですから。そういったようなお考えだけは、私はお断りしたいといふことを一言申し述べておきます。

こまかいことがいろいろありますけれども、それは抜きまして、一元化の問題についてちよつとお尋ねしたいのであります。先ほど本間通産次官が一元化のことを考えておられると言われ、周東安本長官がまた非常にたやすく電力行政の一元化といふことを口にするけれども、これもまたまことに不可解千萬な話だと思ふ。この一元化といふことと今までやつて来た電力の九分制、これは直接関係はないでしよう、九分制のままでも一元化といふことは、行政の面ではできるといふことを言われるでしよう。しかしどうも私はふに落ちない。この一元化といふことが望ましいのならば、むしろ今までの一社でも、その方がかえつてよかつたのではないかと、いろいろな議論も出て来るわけですから。それが一つ。そういう点で、一体九分制なりいろいろのことと、どういふ関係があるか。 それから第二は、公益委員会というものに対して、この一元化問題は、公益委員会の機能というものと関係はどうなるのか。これは公益委員会をやめてしまふと言われるのか、そういう点もひとつわからないからお尋ねします。

さらに一元化できるという根拠です。これは一元化したいといふことは一応お考えとしてはわかりませんが、一元化できるという根拠を示してもらいたい。先ほども若干触れられましたように、計画の面では安本が今持つておる。それから公益委員会ももちろん持つておる。さらに工作物については資源庁が持つておる。水利権については建設省が持つておる。こういうふうな、もう手足はすつかりほかにある。それが今度は通産省に一元化され得るという、そういう根拠です。その三点についてお尋ねいたします。——今政府当局で、この質問に対して責任のある回答をされる当事者がおられないということでありまして、この質問は一切次会に留保して、今日の私の質問はこれで打切りです。 ○多武夏委員代理 この際お諮りいたします。ただいま本委員会に付託されております電源開発促進法案は重要な議案でありますから、本案について広く各界の意見を求めたいと存じますので、公聴会を開きたい旨議長に申し出たいと存じますが、御異議ありませんか。 【異議なし】と呼ぶ者あり ○多武夏委員代理 御異議なければ、さようとりはからいます。 別なお議長の承認を得られましたら、開会日時、公述人の選任等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。 【異議なし】と呼ぶ者あり ○多武夏委員代理 御異議なければ、さようとりはからいます。 本日はこの程度にいたし、これにて散会いたします。 午後四時四十九分散会

〔参照〕 商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により別冊附録に掲載）



昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所